

公立大学法人名古屋市立大学広告掲載事務取扱要領

平成26年8月28日

事務局長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、公立大学法人名古屋市立大学広告掲載要綱第6条の規定に基づき、公立大学法人名古屋市立大学（以下「法人」という。）における広告掲載の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 印刷物、ウェブページなど、法人の資産のうち広告掲載が可能なもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出すること
- (3) 広告主 法人より広告掲載の承認を受けた者

(基本方針)

第3条 法人の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(規制業種又は事業者)

第4条 次の各号に定める業種又は事業を営む者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条に規定する風俗営業
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (8) 占い、運勢判断に関するもの
- (9) 興信所・探偵事務所等
- (10) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (11) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (12) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (13) 暴力団関係事業者（暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものも含む。）
- (14) 各種法令に違反しているもの
- (15) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(掲載範囲)

第5条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、差別、名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの
- イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- エ 法人の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
- ク 社会的に不適切なもの
- ケ 国内世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現（誇大広告）

根拠のない表示や誤解を招くような表現

例：「世界一」「一番安い」等（掲載に際しては根拠となる資料を要する。）

イ 射幸心を著しくあおる表現

例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等

ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない業種・商法・商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ 責任の所在が明確でないもの

ク 広告の内容が明確でないもの

ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着等及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする

イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(4) 前各号に定めるもののほか、広告媒体の公共性、中立性又はその品位を損なう等掲載す

る広告として不適当であると認められるもの

(個別の基準)

第6条 この要領に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、広告を掲載する課、室の長（以下「所属長」という。）が別途基準を作成するものとする。

(ウェブページに関する基準)

第7条 ウェブページに掲載する広告に関しては、ウェブページに掲載する広告だけでなく、当該広告が直接リンクしている他のウェブページの内容についてもこの要領を適用する。

(広告の募集)

第8条 広告の募集は、所属長が次に掲げる事項を定めて行うものとする。

- (1) 広告掲載を行う広告媒体
- (2) 規格
- (3) 掲載期間
- (4) 広告の募集方法
- (5) 広告の選定方法
- (6) 広告の掲載料
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体ごとに必要な事項

(広告の掲載の申込み)

第9条 広告掲載を希望する者は、広告掲載を行う広告媒体を所管する所属長に申込みを行う。ただし、第4条及び第5条に該当していると認められるものは申込みを行うことができないものとする。

(広告掲載の決定等)

第10条 所属長は、広告の掲載内容について事務局長の承認を得るものとする。

(広告掲載料の納付等)

第11条 広告主は、広告掲載の決定後、広告掲載料を所属長が指定する期日までに、一括前納するものとする。

2 所属長は、前項における広告掲載料の納付確認後、広告掲載を行うものとする。

(広告内容の変更)

第12条 広告の内容またはデザインが不適当であると判断した場合、所属長は速やかに期日を定め、広告主に対しその広告の内容等の改善を求めるものとする。

2 前項の規定により改善を求められた広告主は、指定された期日までに広告の内容等を改善した広告の原稿を、所属長へ提出しなければならない。

(広告の取止め)

第 13 条 所属長は、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、広告主に事前に通知した上で、当該広告の掲載を取止めるとともに、広告掲載の決定の取り消し又は変更を行うものとする。

- (1) 指定した期日までに広告の原稿の提出が行われない場合
- (2) 指定した期日までに広告掲載料の納付が行われない場合
- (3) 前条の規定によっても、広告の内容等の改善が行われない場合
- (4) その他広告掲載が不適当であると判断したとき

2 前項の規定により広告の掲載を取止めた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行わない。

(広告掲載の取下げ)

第 14 条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取下げることができる。ただし、現物納付後又は印刷物の印刷終了後においては、取下げはできないものとする。

2 前項の規定により、広告掲載の取下げを希望する広告主は、書面にて速やかに所属長に申し出るものとする。

3 第 1 項の規定により広告主が広告掲載を取下げた場合であっても、既に納付済みの広告掲載料の返還は行わない。

(広告掲載料の返還)

第 15 条 広告掲載期間を設定した場合、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載ができなくなった場合は、停止した期間に応じた納付済みの広告掲載料を返還する。ただし、返還する広告掲載料には利子を付さないものとする。

(損害賠償請求)

第 16 条 広告掲載内容により、法人が損害を被った場合は、事務局長は広告主に、損害賠償請求を行うことができるものとする。

(広告主の責務)

第 17 条 広告主は、広告の作成、デザインおよび内容その他当該広告に関する一切の責任を負う。

2 広告主は、第三者から広告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、すべて自己の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等にかかる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。

4 広告主は、広告掲載の権利を譲渡してはならない。

5 広告主は、自己の責に帰す理由により、広告内容の変更、広告の取止め及び取下げ等を行う必要がある場合は、その際生じるすべての経費を負担するものとする。

(広告掲載の付記事項等)

第 18 条 広告掲載に当たっては、当該広告が民間事業者等の広告であることを明確にするため、原則として、連絡先を明示するとともに、必要に応じ、広告の内容に関する責任の帰属に関する事その他必要な事項を注記するものとする。

(協議)

第 19 条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、所属長と広告主の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第 20 条 その他広告掲載につき必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この要領は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。